

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者の医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

身延町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

身延町長

## 公表日

令和7年3月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者の医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、資格確認書及び減額認定証等の発行等の事務を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①後期高齢者医療保険の取得・喪失等資格管理および被保険者証交付に関する事務            ②高額療養費・療養費・葬祭費・高額医療高額介護合算等給付に関する事務            ③限度額適用・標準負担額減額認定証・特定疾病療養受療証等の証の交付に関する事務            ④基準収入額適用申請による負担区分の確認            ⑤保険料の納付・督促・催告・口座振替等収納状況に関する事務            ⑥後期高齢者医療広域連合との事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム 宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム 後期高齢者医療標準システム 団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、交換情報データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表85項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115項</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政選挙担当 電話0556-42-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課 電話0556-42-4804
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、後期高齢者医療事務では、上記の他、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加え身延町特定個人情報管理取扱規程及びその実施手順に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的、技術的安全管理措置を講じている。また、教育研修を行い、特定個人情報の取得から保管、廃棄に至るまでの措置を徹底するとともに、万が一漏えい等事故が発生した場合の対応についても教育、周知、啓発を図っており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1-5 評価実施機関における 担当部署 ①部署	総務課 庶務担当	町民課	事後	公表後の見直しによる
	1-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	総務課長	町民課長	事後	公表後の見直しによる
	1-8 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	総務課庶務担当 電話0556-42-2111	町民課 電話0556-42-4804	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2015/3/25	2019/4/1	事後	公表後の見直しによる
	IV リスク対策	記載なし	項目を追加	事後	様式変更による
	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	デジタル社会の形成を図るた めの関係法律の整備に関する
令和4年9月30日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	総務課庶務担当 電話0556-42-2111	総務課行政選挙担当 電話0556-42-2111	事後	公表後の見直しによる
	IV-4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	公表後の見直しによる
令和5年6月30日	II しきい値判断項目	2019/4/1	2023/4/1	事後	公表後の見直しによる
令和7年3月14日	I-1②事務の概要		※番号法の改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	I-3法令上の根拠		※番号法の改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	I-4②法令上の根拠		※番号法の改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2023/4/1	2025/2/1	事後	公表後の見直しによる
	IV-8人手を介在させる作業		[十分である] 根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー登録や副本登録の際には、本人から	事後	様式の変更による
	IV-11最も優先度が高いと考 えられる対策		[8]特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの 対策] [十分である] 根拠 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラ インに加え身延町特定個人情報管理取扱規程	事後	様式の変更による